

3月例会「中堅・中小企業にあわせた新会社法」

3月16日於 食事苑京阪

(株)名高精工所 名高新悟

食事苑京阪にて、3月例会が開催されました。今期、最後の例会ということで、若手・中堅会員を中心に多くのご参加を賜りました。

辻本真也税理士事務所の辻本真也様を講師にお招きして、新会社法(昨年5月より施行)と事業承継を軸にご講演いただきました。株式の相続人等に対する売渡請求、議決権制限株式の活用など、文章で読むと難しく理解しにくいことも、分かりやすい例を挙げながら面白くお話していただきました。当日ご参加いただきました会員の皆様の中には、すでに代表取締役として事業を牽引しておられる方もいれば、ナンバー2の立場で会社をみておられる方もおられました。皆様それぞれの立場で、法律を理解し、その範疇で日々の経営を行い、事業を承継していくことの大切さを噛み締めておられるようでした。質疑応答の時間も、同族会社オーナーの役員給与損金不算入制限措置や会議費と接待交際費についてなど、たくさんの質問が飛び出し、大変活気のある質疑応答となりました。

私自身、ともすれば、日々の仕事に追われて視野が狭くなりがちですが、機青連の活動や例会を通じて、ふっと気持ちがりセットされ、また違った視点で自社を見つめられるようになることが多くあります。そういった意味でも今回の例会は、参加された皆様にとって大変有意義なものではなかったかと思います。

最後になりましたが、今回、このようなすばらしい例会を企画していただきました経営基盤強化研究部会の南郷部会長と、講師選定の際にご尽力賜りました京都産業21の内田様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。